

令和 4 年 3 月

市 議 会 定 例 会 議 案

(令和 4 年度予算関係)

山 形 市

議 第 8 号

令和 4 年度山形市一般会計予算

令和 4 年度山形市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,368,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 4 年 2 月 24 日 提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		36,206,708 ^{千円}
	1 市 民 税	16,551,289
	2 固 定 資 産 税	14,947,985
	3 軽 自 動 車 税	737,847
	4 市 た ば こ 税	1,330,793
	5 入 湯 税	35,362
	6 都 市 計 画 税	2,601,932
	7 旧 法 に よ る 税	1,500
2 地 方 譲 与 税		670,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	147,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	479,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	44,000
3 利 子 割 交 付 金		31,000
	1 利 子 割 交 付 金	31,000
4 配 当 割 交 付 金		71,000
	1 配 当 割 交 付 金	71,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		45,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	45,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		580,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	580,000

款	項	金 額
7 地方消費税交付金		6,265,800 ^{千円}
	1 地方消費税交付金	6,265,800
8 ゴルフ場利用税交付金		3,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	3,000
9 環境性能割交付金		52,000
	1 環境性能割交付金	52,000
10 地方特例交付金		253,000
	1 地方特例交付金	253,000
11 地方交付税		10,330,000
	1 地方交付税	10,330,000
12 交通安全対策特別交付金		52,000
	1 交通安全対策特別交付金	52,000
13 分担金及び負担金		819,570
	1 負担金	819,570
14 使用料及び手数料		1,548,609
	1 使用料	849,772
	2 手数料	698,837
15 国庫支出金		16,436,867
	1 国庫負担金	12,001,203
	2 国庫補助金	4,208,660
	3 委託金	227,004

款	項	金 額
16 県 支 出 金		7,664,280 ^{千円}
	1 県 負 担 金	4,551,059
	2 県 補 助 金	2,415,242
	3 委 託 金	697,979
17 財 産 収 入		277,237
	1 財 産 運 用 収 入	86,107
	2 財 産 売 払 収 入	191,130
18 寄 附 金		2,021,000
	1 寄 附 金	2,021,000
19 繰 入 金		2,295,549
	1 特 別 会 計 繰 入 金	375,285
	2 基 金 繰 入 金	1,920,264
20 繰 越 金		600,000
	1 繰 越 金	600,000
21 諸 収 入		6,082,280
	1 延滞金、加算金及び過料	50,000
	2 市 預 金 利 子	1,476
	3 貸付金元利収入	4,234,988
	4 受託事業収入	157,361
	5 雑 入	1,638,455
22 市 債		7,063,100
	1 市 債	7,063,100
歳 入 合 計		99,368,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		662,301 <small>千円</small>
	1 議 会 費	662,301
2 総 務 費		9,583,191
	1 総 務 管 理 費	3,613,198
	2 徴 税 費	1,073,971
	3 戸籍住民基本台帳費	410,043
	4 選 挙 費	162,045
	5 統 計 調 査 費	30,141
	6 監 査 委 員 費	95,668
	7 企 画 費	4,130,881
	8 交 通 安 全 対 策 費	67,244
3 民 生 費		39,010,324
	1 社 会 福 祉 費	16,519,291
	2 児 童 福 祉 費	18,466,196
	3 生 活 保 護 費	3,883,138
	4 災 害 対 策 費	141,699
4 衛 生 費		7,752,191
	1 保 健 衛 生 費	3,832,470
	2 清 掃 費	3,632,226
	3 環 境 保 全 費	261,654
	4 上 水 道 費	25,841

款	項	金額
5 労働費		434,459 ^{千円}
	1 労働福祉費	434,459
6 農林水産業費		1,938,921
	1 農業費	1,587,721
	2 林業費	351,200
7 商工費		7,329,495
	1 商工費	7,268,960
	2 消費者保護費	60,535
8 土木費		11,839,741
	1 土木管理費	463,634
	2 道路橋りょう費	3,399,872
	3 河川費	234,970
	4 都市計画費	3,988,438
	5 下水道費	3,447,700
	6 住宅費	305,127
9 消防費		3,298,692
	1 消防費	3,298,692
10 教育費		9,158,842
	1 教育総務費	1,859,185
	2 小学校費	1,803,347
	3 中学校費	508,678
	4 高等学校費	1,429,800
	5 幼稚園費	252,271

款	項	金 額
	6 社 会 教 育 費	1,039,732 ^{千円}
	7 保 健 体 育 費	2,265,829
11 災 害 復 旧 費		46,571
	1 農林水産施設災害復旧費	2,286
	2 公共土木施設災害復旧費	44,285
12 公 債 費		8,263,272
	1 公 債 費	8,263,272
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	99,368,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額	
県議会議員選挙ポスター掲示場 設置管理撤去委託等経費	令和5年度	千円 12,649	
市議会議員選挙ポスター掲示場 設置管理撤去委託等経費	令和4年度から 令和5年度まで	33,160	
地域公共交通乗合タクシー 運 行 事 業	令和4年度から 令和5年度まで	8,438	
市民会館整備事業 (アドバイザー委託)	令和5年度から 令和6年度まで	23,375	
新基幹システム構築運用事業 (データ移行等委託)	令和4年度から 令和5年度まで	320,000	
新基幹システム構築運用事業 (基盤システム賃貸借)	令和4年度から 令和10年度まで	90,000	
重粒子線がん治療費 利子補給補助金	令和 4年度	令和4年度から 令和11年度まで	融資総額9,420千円の融資残高に 対して年6%以内の利子相当額
農業後継者及び認定 農業者育成支援事業 貸付金の利子補給	令和 4年度	令和4年度から 令和14年度まで	融資総額130,000千円の融資残高 に対して年1%以内の割合で計 算した額
農業災害復旧資金の 利 子 補 給	令和 4年度	令和4年度から 令和9年度まで	融資総額10,000千円の融資残高 に対して年1%以内の割合で計 算した額
農業近代化資金の 利 子 補 給	令和 4年度	令和4年度から 令和7年度まで	融資総額10,000千円の償還にか かる利子の年1.5%を超える部分 に対して年1%以内の利子相当額
農林業天災対策資金の 利 子 補 給	令和 4年度	令和4年度から 令和10年度まで	融資総額25,000千円の融資残高 に対して年1.15%以内の割合で計 算した利子相当額
災害・経営安定対策資金の 利 子 補 給	令和 4年度	令和4年度から 令和19年度まで	融資総額30,000千円の融資残高 に対して年1.15%以内の割合で計 算した利子相当額
山形国際交流プラザ指定管理料	令和5年度	53,496	
特定計量器定期検査事業	令和4年度から 令和5年度まで	1,373	
道路新設改良事業 (楯山停車場立谷川線)	令和5年度	336,000	

事 項	期 間	限 度 額
道路維持補修事業	令和4年度から 令和5年度まで	150,000 ^{千円}
前明石須刈田線本沢橋流出 防止対策事業	令和5年度	90,000
除排雪等経費	令和4年度から 令和5年度まで	350,000 (当初の想定を超える除排雪に要 する額)
仮称花小路公園整備事業	令和4年度から 令和7年度まで	整備用地約2,500㎡を取得した金 額に利子等を加えた額
東消防署蔵王温泉出張所整備事業 (用地取得及び造成)	令和4年度から 令和5年度まで	整備用地約6,000㎡を取得した金 額及び施設整備に係る造成工事 費等に利子等を加えた額
東消防署蔵王温泉出張所整備事業 (地質調査及び設計委託)	令和4年度から 令和5年度まで	38,794
学校給食センター運営更新事業 (PFIアドバイザー委託)	令和4年度から 令和5年度まで	36,850
道路橋りょう災害復旧事業 (前明石須刈田線本沢橋)	令和5年度	60,000

廃 止

事 項	期 間	限 度 額
山形国際交流プラザ指定管理料	平成30年度まで 令和5年度まで	256,000千円に消費税及び地方消 費税を加えた額 ^{千円}

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
コミュニティセンター整備事業	108,800 ^{千円}	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 [%]	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
庁舎整備事業	124,300			
公共施設除却事業	58,000			
公共交通利用促進対策事業	176,800			
道の駅整備事業	443,700			
創造都市拠点施設整備事業	44,100			
体育施設整備事業	50,300			
障がい福祉施設整備事業	14,400			
老人福祉施設整備事業	57,900			
福祉文化センター整備事業	36,000			
放課後児童クラブ整備事業	75,900			
保育施設整備事業	104,000			
児童遊園整備事業	15,900			
斎場整備事業	900			
公衆便所整備事業	8,000			
山形テルサ整備事業	74,700			
農業生産基盤整備事業	27,600			
林道整備事業	12,600			
特定間伐等促進事業	5,000			
公有林整備事業	600			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
山形国際交流プラザ整備事業	7,700 ^{千円}	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 [%]	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
道路橋りょう整備事業	522,300			
地方道路等整備事業	563,400			
河川整備事業	105,400			
河川災害対策事業	2,500			
市街地整備事業	99,300			
都市計画街路事業	661,400			
都市計画公園整備事業	277,900			
公営住宅建設事業	20,300			
消防施設整備事業	659,800			
義務教育施設整備事業	372,900			
高等学校整備事業	111,600			
公民館整備事業	21,800			
図書館整備事業	93,300			
公共土木施設災害復旧 事業	11,900			
令和4年度臨時財政対 策債	2,092,100			
合 計	7,063,100			

議 第 9 号

令和 4 年度山形市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度山形市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 栓 数		123,792栓
(2) 年 間 総 給 水 量		26,144千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量		71,627m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業		
配 水 管 整 備 事 業	事 業 費	1,432,918千円
施 設 整 備 事 業	事 業 費	176,100千円
負 担 事 業	事 業 費	170,850千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入	
第 1 款 水 道 事 業 収 益		6,635,833千円
第 1 項 営 業 収 益		6,086,930千円
第 2 項 営 業 外 収 益		548,903千円
支	出	
第 1 款 水 道 事 業 費 用		6,038,990千円
第 1 項 営 業 費 用		5,572,271千円
第 2 項 営 業 外 費 用		454,479千円
第 3 項 特 別 損 失		2,240千円
第 4 項 予 備 費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,811,117千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額159,209千円、過年度分損益勘定留保資金38,123千円、建設改良積立金取崩額1,950,000千円、当年度分損益勘定留保資金1,663,785千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	1,115,634千円
第1項	企業債	900,000千円
第2項	工事負担金	130,454千円
第3項	補助金	46,216千円
第4項	受託金	38,964千円
支 出		
第1款	資本的支出	4,926,751千円
第1項	建設改良費	2,130,495千円
第2項	企業債償還金	1,285,756千円
第3項	投資	500千円
第4項	他会計貸付金	1,500,000千円
第5項	予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道営業等包括業務委託	令和4年度から 令和9年度まで	2,696,650 <small>千円</small>
水道施設耐震化（管路）事業 【配水管工事・路面復旧工事】	令和5年度	150,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道整備事業	900,000 <small>千円</small>	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 %	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,254,166千円

(2) 交 際 費 340千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、41,000千円と定める。

令和4年2月24日提出

山形市長 佐藤孝弘

令和 4 年度山形市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度山形市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数		74,107戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量		29,602千m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量		81,102m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業		
汚 水 管 渠 建 設 事 業	事 業 費	834,746千円
雨 水 管 渠 建 設 事 業	事 業 費	1,201,137千円
処 理 場 及 び ポ ン プ 場 建 設 事 業	事 業 費	72,622千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益		8,099,538千円
第 1 項 営 業 収 益		5,351,746千円
第 2 項 営 業 外 収 益		2,747,792千円
支 出		
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用		8,022,008千円
第 1 項 営 業 費 用		6,603,543千円
第 2 項 営 業 外 費 用		1,406,255千円
第 3 項 特 別 損 失		2,210千円
第 4 項 予 備 費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額に対し不足する額2,701,169千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,297千円、過年度分損益勘定留保資金1,446,544千円及び当年度分損益勘定留保資金1,246,328千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		6,489,812千円
第1項 企業債		3,866,800千円
第2項 補助金		614,044千円
第3項 負担金		2,008,968千円
支 出		
第1款 資本的支出		9,190,981千円
第1項 建設改良費		2,181,068千円
第2項 企業債償還金		6,999,913千円
第3項 予備費		10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道利用資金の利子補給	令和4年度から融資を得た額の元金償還が完了する日まで	千円 下水道利用資金として融資を得た額の融資残高に対する利子相当額
下水道(雨水)整備事業(管渠工事)	令和5年度	49,200
下水道(雨水)整備事業(路面復旧工事)	令和5年度	59,780

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 1,098,300	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 %	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
流域下水道事業	72,400			
特定環境保全公共下水道事業	47,000			
資本費平準化債	2,326,000			
下水道事業債(特別措置分)	323,100			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 419,637千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和4年2月24日提出

山形市長 佐藤孝弘

議 第 11 号

令和 4 年度山形市立病院済生館事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度山形市立病院済生館事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	524床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	160,600人
外 来	192,272人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院	440人
外 来	788人
(4) 主要な建設改良事業	
医療器械器具及び備品購入	600,000千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 病 院 事 業 収 益	13,954,709千円
第 1 項 医 業 収 益	13,106,818千円
第 2 項 医 業 外 収 益	728,483千円
第 3 項 附 帯 事 業 収 入	119,408千円
支 出	
第 1 款 病 院 事 業 費 用	13,954,546千円
第 1 項 医 業 費 用	13,739,961千円
第 2 項 医 業 外 費 用	75,177千円
第 3 項 附 帯 事 業 費 用	119,408千円
第 4 項 特 別 損 失	10,000千円
第 5 項 予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 資本的収入		1,854,753千円
第1項 企業債		250,000千円
第2項 負担金		103,753千円
第3項 補助金		1,000千円
第4項 その他資本的収入		1,500,000千円
支 出		
第1款 資本的支出		1,043,417千円
第1項 建設改良費		600,000千円
第2項 企業債償還金		442,417千円
第3項 予備費		1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備事業	250,000 ^{千円}	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 [%]	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	7,886,320千円
(2) 交際費	764千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,776,754千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量	取得の態様
医 療 機 器	電子カルテサーバー及び病診連携システム	一 式	購 入
医 療 機 器	電子カルテ及び各種イントラネットワーク	一 式	購 入
医 療 機 器	手術用顕微鏡	一 式	購 入
医 療 機 器	断層撮影装置	一 式	購 入
医 療 機 器	超音波診断装置	一 式	購 入

令和4年2月24日提出

山形市長 佐藤孝弘

令和 4 年度山形市国民健康保険事業会計予算

令和 4 年度山形市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,430,411千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 4 年 2 月 24 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		4,482,552 ^{千円}
	1 国民健康保険税	4,482,552
2 使用料及び手数料		500
	1 手 数 料	500
3 国庫支出金		500
	1 国庫補助金	500
4 県支出金		16,289,339
	1 県補助金	16,289,339
5 財産収入		29
	1 財産運用収入	29
6 繰入金		1,603,306
	1 繰入金	1,603,306
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		54,184
	1 延滞金、加算金及び過料	30,002
	2 預金利子	1
	3 雑収入	24,181
歳 入 合 計		22,430,411

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		304,603 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	261,470
	2 徴 税 費	42,624
	3 運 営 協 議 会 費	509
2 保 険 給 付 費		16,129,229
	1 療 養 諸 費	14,061,337
	2 高 額 療 養 費	2,014,405
	3 移 送 費	10
	4 出 産 育 児 諸 費	37,819
	5 葬 祭 諸 費	15,500
	6 傷 病 手 当 金	158
3 国民健康保険事業費 納付金		5,712,312
	1 医 療 給 付 費 分	4,006,019
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,326,734
	3 介 護 納 付 金 分	379,559
4 共 同 事 業 拠 出 金		7
	1 共 同 事 業 拠 出 金	7
5 保 健 事 業 費		204,080
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	179,772
	2 保 健 事 業 費	24,308
6 諸 支 出 金		30,180
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	28,000
	2 貸 付 金	2,180
7 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		22,430,411

令和 4 年度山形市後期高齢者医療事業会計予算

令和 4 年度山形市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,861,214千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 険 料		3,009,643 ^{千円}
	1 後期高齢者医療保険料	3,009,643
2 使用料及び手数料		70
	1 手 数 料	70
3 繰 入 金		843,499
	1 繰 入 金	843,499
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		8,001
	1 延滞金、加算金及び過料	1,000
	2 償還金及び還付加算金	7,000
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		3,861,214

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		94,874 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	68,477
	2 徴 収 費	26,397
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		3,759,238
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	3,759,238
3 諸 支 出 金		7,002
	1 償還金及び還付加算金	7,000
	2 繰 出 金	2
4 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		3,861,214

令和 4 年度山形市介護保険事業会計予算

令和 4 年度山形市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,940,986千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 4 年 2 月 24 日 提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		4,892,532 ^{千円}
	1 介 護 保 險 料	4,892,532
2 使用料及び手数料		649
	1 手 数 料	649
3 国 庫 支 出 金		5,552,076
	1 国 庫 負 担 金	4,025,362
	2 国 庫 補 助 金	1,526,714
4 支 払 基 金 交 付 金		6,020,137
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,020,137
5 県 支 出 金		3,116,139
	1 県 負 担 金	3,003,756
	2 県 補 助 金	112,383
6 財 産 収 入		53
	1 財 産 運 用 収 入	53
7 繰 入 金		3,359,255
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,312,220
	2 基 金 繰 入 金	47,035
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		144
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 貸付金元利収入	100
	3 雑 入	43
歳 入 合 計		22,940,986

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		353,659 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	222,607
	2 徴 収 費	12,435
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	116,005
	4 趣 旨 普 及 費	2,612
2 保 険 給 付 費		21,628,062
	1 介 護 サービス等諸費	19,647,365
	2 介 護 予 防 サービス等 諸費	587,845
	3 そ の 他 諸 費	22,555
	4 高 額 介 護 サービス等費	501,281
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	77,691
6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	791,325	
3 地 域 支 援 事 業 費		818,408
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	640,539
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	23,887
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意事業費	151,070
	4 そ の 他 諸 費	2,912
4 保 健 福 祉 事 業 費		31,964
	1 保 健 福 祉 事 業 費	31,964
5 諸 支 出 金		103,893
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	4,948
	2 繰 出 金	98,945
6 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		22,940,986

令和 4 年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和 4 年度山形市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,136千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		6,536 ^{千円}
	1 繰 入 金	6,536
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		20,599
	1 貸付金元利収入	20,598
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		27,136

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		27,036 ^{千円}
	1 総務管理費	6,436
	2 貸 付 金	20,600
2 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		27,136

令和 4 年度山形市区画整理事業会計予算

令和 4 年度山形市の区画整理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ156,711千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 総 務 収 入		156,711 ^{千円}
	1 繰 入 金	156,638
	2 繰 越 金	73
歳 入 合 計		156,711

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		156,711 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	141
	2 公 債 費	156,570
歳 出 合 計		156,711

令和 4 年度山形市財産区会計予算

令和 4 年度山形市の財産区会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,524千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 小白川財産区収入		106 ^{千円}
	1 財産運用収入	49
	2 繰越金	57
2 関沢財産区収入		1,785
	1 財産運用収入	824
	2 繰入金	904
	3 繰越金	57
3 山寺下組財産区収入		88
	1 財産運用収入	30
	2 繰越金	58
4 その他の財産区収入		4,545
	1 財産運用収入	89
	2 繰入金	4,306
	3 繰越金	150
歳 入	合 計	6,524

歳 出

款	項	金 額
1 小白川財産区費		106 <small>千円</small>
	1 財産区管理会費	106
2 関沢財産区費		1,785
	1 財産区管理会費	185
	2 財産管理費	1,600
3 山寺下組財産区費		88
	1 財産区管理会費	88
4 その他の財産区費		4,545
	1 財産管理費	4,545
歳 出 合 計		6,524

令和 4 年度山形市駐車場事業会計予算

令和 4 年度山形市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ544,711千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		535,823 ^{千円}
	1 使用料	535,823
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		4,187
	1 雑収入	4,187
4 市債		4,700
	1 市債	4,700
歳入合計		544,711

歳 出

款	項	金 額
1 管理費		265,597 ^{千円}
	1 駐車場管理費	265,597
2 公債費		2,676
	1 公債費	2,676
3 繰出金		276,338
	1 繰出金	276,338
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		544,711

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
駐車場整備事業	千円 4,700	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 %	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。

令和 4 年度山形市公設地方卸売市場事業会計予算

令和 4 年度山形市の公設地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ264,176千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事業収入		115,105 ^{千円}
	1 使用料及び手数料	115,105
2 繰入金		70,517
	1 繰入金	70,517
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		78,553
	1 貸付金元利収入	30,000
	2 雑収入	48,553
歳入合計		264,176

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		224,920 ^{千円}
	1 総務管理費	224,920
2 公債費		38,256
	1 公債費	38,256
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		264,176

令和 4 年度山形市農業集落排水事業会計予算

令和 4 年度山形市の農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ210,772千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		43,170 ^{千円}
	1 使用料	43,161
	2 手数料	9
2 繰入金		158,096
	1 繰入金	158,096
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		5
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑収入	4
5 市債		9,500
	1 市債	9,500
歳入合計		210,772

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		75,241 ^{千円}
	1 総務管理費	75,241
2 公債費		135,431
	1 公債費	135,431
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		210,772

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	^{千円} 9,500	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 [%]	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。

